

徳島市鳥獣飼養登録事務処理要領

1 主 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定及び徳島県の事務処理の特例に関する条例により徳島県から移譲された鳥獣（鳥類又は哺乳類に属する野生動物のことをいう。以下「鳥獣」という。）の飼養の登録に係る事務は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 徳島県知事から徳島市長への移譲事務の内容

(1) 法

- ア 法第19条第1項の規定による鳥獣の飼養の登録、同条第3項の規定による登録票の交付、同条第5項の規定による登録の有効期間の更新及び同条第6項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録票の再交付
- イ 法第20条第3項の規定による登録鳥獣の譲受け又は引受けの届出の受理。
- ウ 法第21条第1項の規定による登録票の返納の受理
- エ 法第22条第1項の規定による措置命令及び同条第2項の規定による登録の取消し
- オ 法第75条第3項の規定による立入検査（鳥獣の飼養の登録に係るものに限る。）

(2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）

- ア 省令第20条第5項の規定による登録票の交付を受けた者の住所等の変更の届出の受理及び同条第6項の規定による登録票の亡失の届出の受理

3 登録の対象

愛がん飼養以外の目的で捕獲の許可を受け、その後の処置として飼養することが申請書に記載されている場合の鳥獣の飼養の登録（以下「登録」という。）及び既飼養登録に係る飼養期間の更新（以下「更新」という。）。

ただし、登録鳥獣（法第19条第1項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下「登録鳥獣」という。）から生まれたもの及び外国から輸入されたものは、登録を要しない（事実関係及び輸入証明書等を確認すること。）。

4 登録等の手続き

(1) 愛がん飼養を目的とする場合の手続き

ア 登録の有効期間の更新の申請

申請は、徳島市農林水産課に法第19条第3項の登録票（以下「登録票」という。）及び登録鳥獣を持参し、飼養登録更新申請書（様式2）を市長に提出して行うものとする。

イ 登録票の再交付の申請

申請は、徳島市農林水産課に登録鳥獣を持参し、登録票再交付申請書（様式3）を市長に提出して行うものとする。

ウ 登録鳥獣の譲受け(引受け)の届出(譲受け(引受け)者の住所地が徳島市内の場合に限る。)

届出は、譲受け(引受け)者が、その事実があった日から30日以内に徳島市農林水産課に登録鳥獣に係る登録票、譲渡し(引渡し)者の証明書及び登録鳥獣を持参し、登録鳥獣譲受け(引受け)届出書(様式4)を市長に提出して行うものとする。

エ 登録票の交付を受けた者の住所又は氏名の変更の届出

届出は、変更の事実が生じた日から2週間以内に、徳島市農林水産課に登録鳥獣に係る登録票を持参し、住所・氏名変更届(様式5)を市長に提出して行うものとする。

オ 登録票の亡失の届出

届出は、遅滞なく登録票亡失届出書(様式6)を市長に提出して行うものとする。ただし、(1)イの再交付申請をした場合は、この限りではない。

カ 死亡・放鳥等の届出

届出は、その事実があった日から30日以内に徳島市農林水産課に登録鳥獣に係る登録票を持参し、死亡・放鳥等の届出書(様式7)を市長に提出して行うものとする。

(2) 愛がん飼養を目的とする場合以外の手続き

ア 新規の登録の申請

申請は、徳島市農林水産課に法第9条第7項の許可証(以下「鳥獣捕獲等許可証」という。)及び捕獲した個体を持参し、飼養登録申請書(様式1)を市長に提出して行うものとする。ただし、捕獲した個体が大型である等の理由で持参が困難な場合は、登録を担当する市の職員が鳥獣を飼養しようとする場所に出向き、捕獲個体を確認した上で手続きを行うものとする。

イ 新規の登録以外の各手続き

新規の登録以外の各手続きは、原則として4(1)アからカまでの手続きと同様とする。なお、4(1)アからウについては、登録鳥獣が大型である等の理由で持参が困難な場合は、登録を担当する市の職員が現に飼養している場所に出向き、登録鳥獣を確認した上で手続きを行うものとする。

5 新規登録の基準

(1) 愛がん飼養以外の目的で捕獲された鳥獣の場合

ア 登録対象鳥獣

対象狩猟鳥獣以外の鳥獣全種

イ 登録票交付対象者

鳥獣捕獲等許可証(有効期間内のもの又は有効期間の末日から起算して30日を経過していないもの)に限る。)を所持している者。

ただし、登録にあたっては、環境省又は県あるいは市(鳥獣捕獲等許可証を交付した行政庁)に照会し、鳥獣捕獲等許可申請書に捕獲後の処置として飼養することが記載されていることを確認しなければならない。

ウ 登録の期間

登録の日から1年とする。

6 更新の留意事項

- (1) 登録鳥獣と装着登録票（以下、鳥に係る装着登録票（省令様式第5 - 1 - 2）は「足環」といい、獣類に係るものは「装着登録票」（省令様式第5 - 2 - 2）という。）を照合し確認した上で更新を行うこと。
- (2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うものとする。

7 再交付手続きの留意事項

装着登録票（足環）の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。

8 登録票の交付手続き等

(1) 新規登録の場合

提出された飼養登録申請書を要領5に規定する基準に従って審査し、鳥獣飼養登録票交付簿（様式8、以下「交付簿」という。）に該当事項を記入するとともに、決裁を受ける。

ア 鳥類に係る登録票の交付

登録票のうち申請者が保有するもの（省令様式第5 - 1 - 1、以下「保有登録票」という。）を1個体ごとに交付するとともに、足環を申請者又はその者から委任されたものに装着させる。

イ 鳥類に係る足環の区分及び登録票番号

(7) 足環に打刻する番号は、次により定める。

- a から に掲げる文字をbの順序に組合せる。
保有登録票の発行に係る徳島県の番号（36）
足環の区分を表示するローマ字（別表1）
片仮名（徳島市 イ）
四桁のアラビア数字

b 二段書きとし、aの 、 及び を上段に を下段に記載する。

c の片仮名はイロハ順とし、県内の各市町村からの発注順に の四桁番号を0001から昇順に付し、その片仮名の9999番まで交付すれば、次の片仮名に移るものとする。

(1) 足環の購入については、市長が次のところに当年度の締め切り日（6月末日）までに注文するものとする。（注文した足環は10月頃納品されるが、6月末日以降に注文した場合は、次年度の10月の納品となる。）

取扱先 東京都文京区本郷6 - 11 - 6

富士平工業株式会社 電話 03 - 3812 - 2271

ウ 鳥獣飼養に係る装着登録票（足環）管理簿（様式9）の整備

市長は、様式9による台帳を作成し、装着登録票（足環）の管理の適正を期する

ものとする。

エ 獣類に係る登録票の交付

保有登録票（省令様式第5 - 2 - 1）及び飼養するおりその他容器に付ける装着登録票を1頭ごとに交付する。

オ 鳥獣飼養登録台帳の整備

市長は、鳥獣飼養登録台帳（様式10、以下「台帳」という。）を整備するものとする。

(2) 登録期間更新の場合

飼養登録更新申請書（様式2）、保有登録票及び登録鳥獣の装着登録票（足環）を審査し、交付簿に該当事項を記入するとともに、決裁を受け、新たに保有登録票を交付する。

(3) 登録票の再交付の場合

先に許可した事項を台帳によって確認のうえ、保有登録票に転記し、表面に「再交付」の文字を朱記するとともに、台帳に記載する。

(4) 登録鳥獣の譲受け（引受け）の場合

保有登録票の裏面の該当欄に譲受け（引受け）年月日並びに譲受け（引受け）者の住所及び氏名を記入し、押印欄に事務担当者の認印を押印するとともに、台帳に記載する。

なお、譲渡し（引渡し）者の住所地が他市町村の場合は、該当届出事項を譲渡（引受け）者の住所地の首長（都道府県が飼養登録を所管している場合は知事。以下同じ。）に通知するとともに、その者の台帳の写しの送付を受け、台帳を整備する。

(5) 住所又は氏名の変更の場合

保有登録票の該当欄に新しい住所又は氏名を記入し、備考欄にその事由及び年月日を記入するとともに、台帳に記入する。なお、旧住所地が他市の場合は、当該届出事項を旧住所地の首長に通知するとともに、その者の台帳の写しの送付を受け、台帳を整備する。

(6) 死亡・放鳥の場合

交付簿の備考欄及び台帳に当該事項を記載する。

(7) 標準処理期間

申請書が提出されてから登録票を交付するまでの標準処理期間は10日（週休日及び休日を除く。）とする。

9 登録状況の報告

市長は、鳥獣飼養登録票交付状況（様式11）を翌年度4月末日までに徳島県東部農林水産局長に報告しなければならない。

10 取締り

(1) 違反行為の防止については、機会あるごとに一般住民に対して法令の趣旨及び内容を周知させるとともに、鳥獣保護思想の普及啓発に努めるものとする。

(2) 取締りは、必要に応じて県関係職員（特別司法警察職員）、鳥獣保護員、警察官の協力を求めて行うものとする。その際には、法第75条第3項の規定による立入検査

を行うことができる。

この場合、身分を示す証明書（省令様式第21）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

立入検査の権限は犯罪捜査のために認められたものでないので、立入検査の際、関係者の正当な業務又は行為を妨害することのないよう極力最小限にとどめなければならない。

(3) 違反を発見した場合は、次により処理するものとする。

ア 違反を発見した場合は、捕獲及び譲受け(引受け)等の状況を調査し、捕獲、飼養等の趣旨を十分理解するよう説得したうえ、放鳥させる等法第22条第1項の規定による措置命令を行うものとする。

イ 悪質な者は、県関係職員（特別司法警察職員）、警察官に連絡するものとし、必要に応じて法第22条第2項の規定による飼養登録の取消処分を行うものとする。

1.1 飼養登録手数料

登録票の交付、登録期間の更新及び登録票の再交付については、1羽又は1頭につき徳島市手数料条例に定めた金額を徴収する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。